

## I-2 障害（者）の範囲 素案

### 【表題】法の対象規定

### 【結論】

- 障害者（障害児を含む 以下、同じ）の定義を次のように定める。  
この法律において障害者（障害児を含む）とは、身体的または又は精神的な機能障害（慢性疾患に伴う機能障害を含む）を有する者であって、その機能障害と環境に起因する障壁との間の相互作用により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。

【要検討】「本法の支援を必要とする者」を定義に含めるべきという提案があるが、第一に相談支援等は障害が確定されない段階から支援の対象とされるべきであり、第二に本来総合福祉法で規定されるべき支援が規定されない場合又は不足している場合、それらについてはそれを求めることができなくなることはないのか。

- 上記機能障害には、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害（慢性疾患に伴う機能障害を含む）を含む。
- ~~障害児の定義を次のように定める。  
この法律において障害児とは、前項の障害者のうち十八歳未満である者をいう。~~

### 【説明】

~~（障害者の定義について）~~

#### (1) 「谷間」を生まない包括的規定について

これまでの国際的、国内的確認をふまえれば踏まえれば、支援を必要としている全ての障害者をもれなく対象とする規定を設ける方向性は、全ての関係者で共有されている。また、年齢の規定を設けることによって支援の対象から排除されることのないように、障害者の定義に障害児を含むものとして規定した。

#### (2) 「身体的または精神的な機能障害」について

障害者権利条約1条の「身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害」や障害者基本法改正案（2011年4月22日閣議決定）の「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害」という規定があることから、例示列挙的な規定も考えられたが、どの特定障害名を例示列挙の対象として条文に明記し、どれを「その他これに類する機能障害」に含めるか合意を得ることが難しい。また、例示数を多くするとそれ例示以外が実際的には除外される危険性が高まり、新たな障害が発見・認知される度に法改正作業が必要となるなど、多くの問題

がある。そこで、法律上の障害者の定義は包括的なものを基本として掲げ機能障害についてはとすることとした。

ただし「障害」又は「機能障害」では逆に抽象的・一般的すぎて漏れが生じるおそれがあり、また「障害者」＝「身体障害者」との不十分な理解も一部に見られる。そこで、人の活動実態が身体活動と精神作用であることに着目し、「機能障害」とは、人の身体活動機能または精神作用機能の双方または一方が、その全部または一部において喪失し、または減弱した状態と捉えることとし、これを表す文言として、「身体的または精神的な機能障害」という文言を採用することとしたものである。このように捉えることにより、全ての「機能障害」を谷間なく拾い上げるとともに、今後新たに発見・認知される障害をも含み得る規定になると考えられる。、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能障害（慢性疾患に伴う機能障害を含む）」を含むという形で、例示した。

なお、「機能障害」の概念については、世界保健機構（WHO）により、ICIDH（国際障害分類、1980年）において、「機能障害（impairments）」は「心理的、生理的又は解剖的な構造又は機能のなんらかの喪失又は異常である」と規定され、ICF（国際生活機能分類、2001年）においても、「著しい変異や喪失などといった、心身機能または身体構造上の問題」とし、その網羅的な分類項目も示されている。

また、障害者権利条約においても、障害（disability）や障害者の概念を整理する要素として「機能障害」が使われている。ICFは、「障害の理解や適切な施策推進等の観点からその活用方策を検討する。」（2002年障害者基本計画）とあり、世界的にも公知のものとなっている。

### （3）「慢性疾患に伴う機能障害を含む」について

難病等の慢性疾患に罹患した者は、疾患に対する医療的サービスとともに、生活の支障に対する福祉的サービスの両方が必要となる場合が多い。しかし難病などで症状が変動する場合には「障害」と認定されず生活支援から除外されるのが一般的である。この現状に照らせば、「機能障害」の解釈として、「疾患」によるものを除くとする解釈が採られかねない危険がある。慢性疾患による機能障害の存在を明らかにする必要があるため、そこでこの文言を注意的に規定した。

### （4）「環境に起因する障壁との間の相互作用」について

障害者権利条約の前文（E）項を参考に、「障害」を、障害者が他の者と平等な立場で社会に参加することが制限されていることとして捉え、そうした参加

の制限が環境の障壁との相互作用で生じていることを示すものである。なおこれは参加の制限を解決するために障壁除去が重要であることを一般的に示すための説明であって、本法の支援の対象者であるか否かを確認する際に、個々の障害者について具体的に障壁や相互作用を特定する必要はない。

(5) 「日常生活または社会生活に制限」について

前述のように、「障害」を障害者が社会に参加することの制限として捉える以上、「生活」とは主要な活動であるか否かを問わず、また「制限」とは多大な支障であるか否かを問わず、広く解される必要がある。本法の支援の対象者とすべきかどうかの主要な基準は、「制限」の有無よりもその「制限」を解決するための支援の必要性の有無にあることを想起すべきである。

~~—（「障害児」の規定について）—~~

~~—障害児（福祉）支援は主に児童福祉法で行うが本法でも障害児への支援を行うことからこのような規定とした。—~~

